

## 指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施設名	粟島海洋記念公園	所在地	三豊市詫間町粟島1541番地
設置目的	旧粟島海員学校の歴史を後世に伝承するとともに、県民にレクリエーションその他の活動の場を提供する。		
規模	記念館208㎡、資料館280㎡、研修棟471㎡、武道場151㎡、便所26㎡	設置年月日	平成3年4月1日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	三豊市	指定期間	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日
委託業務の内容	①施設の維持管理に関すること ②施設の利用許可に関すること ③利用料金の収受に関すること ④その他施設の管理運営に必要な事項	県からの委託料	平成28年度 4,596千円 平成29年度 4,596千円 平成30年度 4,596千円 令和元年度 4,639千円 令和2年度 4,639千円
導入効果	①管理・運営経費の節減 管理委託時に比して、年間約10万円の節減が図られている。 ②施設管理、法令等の遵守 法令等を遵守し、仕様書等に定める適正な管理が行われている。 ③サービス水準の維持・向上 苦情もなく、隣接施設と連携した旅行商品を企画する等、サービス水準の向上が図られている。		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理由	①管理・運営経費の比較 直営に比べ、指定管理者制度を維持するほうが経費面で有利であると考えられる。 ②管理・運営状況 上記のとおり、適切な利用者サービスが行われていると認められる。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	非公募
非公募の場合、その理由	当該公園には、県所有地と三豊市所有の施設が隣接しており、日常的な利用調整や清掃業務等を一体的に管理することで効果的・効率的な管理運営が確保できる。 また、登録有形文化財であり、老朽化している粟島海洋記念館等の建物の長期の保存を目的とした管理については、そのノウハウを有し様々な形で協力を得ている三豊市に委託するのが適当である。